

瀬戸市告示第73号



瀬戸市議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 日 時 令和2年5月12日 午前10時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 瀬戸市防災行政無線（移動系）デジタル化更新に伴う無線機等の買入れについて
- (2) 瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 幡山東小学校校舎増築・改造（建築）工事請負契約の締結について
- (4) 幡中南菱野線外1路線道路改良工事請負契約の締結について
- (5) 令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (6) 専決処分の承認について
瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例
- (7) 専決処分の報告について

目 次

第 3 8 号議案	瀬戸市防災行政無線（移動系）デジタル化更新に伴う無線機等の買入れについて……………	1
第 3 9 号議案	瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について……………	2
第 4 0 号議案	幡山東小学校校舎増築・改造（建築）工事請負契約の締結について……………	5
第 4 1 号議案	幡中南菱野線外 1 路線道路改良工事請負契約の締結について……………	7
第 4 2 号議案	令和 2 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
承認第 1 号	専決処分の承認について……………	別冊
	瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例	
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	別紙

2年市長提出第38号議案

瀬戸市防災行政無線（移動系）デジタル化更新に伴う無線機等の買入れについて

本市は、次の内容により瀬戸市防災行政無線（移動系）デジタル化更新に伴う無線機等を買入れるものとする。

令和2年5月12日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 買入物件 瀬戸市防災行政無線（移動系）デジタル化更新に伴う無線機等
- 2 設備内容 指令局1局
車載型無線機7局
半固定型無線機50局
携帯型無線機43局
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 買入価額 36,300,000円
- 5 買入先 名古屋市名東区香流三丁目1013番地
and株式会社名古屋支店
支店長 岡村真樹

（理由）

この案を提出するのは、瀬戸市防災行政無線（移動系）デジタル化更新に伴う無線機等の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第39号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年5月12日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の割合の特例) 第4条 <省略> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> 第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第4条 <省略>

くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受ける

ことができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(他の法令による給付との調整)

第8条 前3条の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の傷病につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(理 由)

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止するために労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備するため、感染した被保険者等に傷病手当金を支給するに当たり、瀬戸市国民健康保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

2年市長提出第40号議案

幡山東小学校校舎増築・改造（建築）工事請負契約の締結について
本市が、幡山東小学校校舎増築・改造（建築）工事を施工するに当たり、
次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和2年5月12日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 契約金額 167,200,000円
- 2 工事場所 瀬戸市八幡町455番外
- 3 契約方法 制限付き一般競争入札
- 4 工事内容 幡山東小学校校舎増築・改造（建築）工事
特別教室棟
軽量鉄骨造2階建て延床面積約623平方メートル等の増築
既設校舎棟
特別教室を普通教室等に改造するために必要な建築工事一式
- 5 工期 本契約日の翌日から令和3年2月26日まで
- 6 契約の相手方 瀬戸市東茨町78番地の6
大数建設株式会社
代表取締役 稲垣栄

（理由）

この案を提出するのは、幡山東小学校校舎増築・改造（建築）工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、

議会の議決を求めるため必要があるからである。

2年市長提出第41号議案

幡中南菱野線外1路線道路改良工事請負契約の締結について

本市が、幡中南菱野線外1路線道路改良工事を施工するに当たり、次の内容により工事請負契約を締結するものとする。

令和2年5月12日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約金額 | 157,850,000円 |
| 2 | 工事場所 | 瀬戸市幡中町外地内 |
| 3 | 契約方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 | 工事内容 | 道路改良工事一式
延長360メートル
土工、ボックスカルバート工、排水工、集水柵工、
舗装工 |
| 5 | 工期 | 本契約日の翌日から令和3年3月29日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 瀬戸市西長根町26番地の2
中部建設株式会社
代表取締役 浅見正直 |

(理由)

この案を提出するのは、幡中南菱野線外1路線道路改良工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第2条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。